

「平成25年 第1回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」議事概要

開催日時：平成25年8月9日（金） 14：00～17：30

開催場所：農林水産省三番町共用会議所内 大会議室

1. 1回目の加盟国協議に諮られているISPM案（概要及び論点説明）

〈主な質疑応答〉

(1) 植物検疫用語集 (ISPM No.5) の改正

【説明者：農林水産省消費・安全局植物防疫課 石井係長】

堀内委員：米国からシステムズアプローチによりさくらんぼが輸入されているが、今回の改正により何か影響は出るのか。

福嶋室長：米国のさくらんぼは臭化メチルくん蒸の代替措置として低発生を担保する措置等により輸入を認めているところ。今回の用語集改正に伴う影響はないと考えている。

鬼武委員：ISPM No.5 の改正が採択された場合、他の ISPM への影響はあるのか。

石井係長：ISPM No.5 が ISPM の用語の基準となるため、ISPM No.5 の用語を使用している他の ISPM の表現は修正される。

古茶委員：藻類と糸状菌の取扱いについて、植物防疫法と本 ISPM 案における位置付けに差異はないか。

石井係長：整理して後日回答させていただく。

志賀委員：きのこ等の取り扱いについて、植物防疫法と本 ISPM 案で差異はないか。

石井係長：整理して後日回答させていただく。

(2) 国際間取引における栽植用植物に関する栽培用資材の移動

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部病害虫リスク評価担当 松本次席植物検疫官】

古茶委員：土は栽培用資材に該当するのか。

松本次席：基準案には土を栽培用資材の一つとして記載されている。

古茶委員：病害虫の付着のリスクが最も高いのは土であるので、土も本 ISPM 案に入れるべき。

増田委員：苗木の輸入において使用される栽培用資材も土と同様に一定のリスクがあるため、土と同様の厳しい輸入検疫措置を検討していくことになるのか。

福嶋室長：土については植物防疫法で輸入が禁止されており、これは本 ISPM

案が採択されても変わりはない。本 ISPM 案は栽培用資材のリスクアナリシスの実施に関するガイドラインであり、栽培用資材についてもリスク管理を適切に実施することが重要と考える。

白川委員：きのこの菌床は栽培用資材に該当するのか。

松本次席：栽培用資材に該当すると考える。

津田委員：植物防疫法では検査が必要で無いバーミキュライトは、本 ISPM 案が採択された場合、検査対象とされるのか。

福嶋室長：個別の PRA が必要となるが、必要に応じて植物検疫措置を見直す可能性はある。

犬伏委員：海外から輸入される切花の植え込み資材はピートモスや腐葉など多岐に渡るが、それらの性質によって措置は異なるのか。

松本次席：植え込み資材に土が含まれていなければ問題ないが、ピートモスや腐葉については、土との区別が難しい場合がある。その場合、植物性線虫が生息していないか等の検査を行い土かどうか判定し、線虫がいた場合などは適切な措置を行っている。ISPM 案では栽培用資材に使用される大木から土を完全に除去することは困難とし、幾つかの培養資材についてリスク評価を行っている。

福嶋室長：栽培用資材が植物検疫上、全て問題であるというわけではなく、リスクが高いものについて植物検疫の対象として必要な措置を講じていく。

鈴木委員：種子に土が混入する場合は、目に見えない程度まで種子を選別すれば問題ないと理解しているが、本 ISPM 案が採択された場合、取扱いに変更はあるか。

福嶋室長：土が輸入禁止であることに変わりはないが、輸入検査で種子に土の付着がなければ輸入は認められる。

（3）ミバエ管理のための植物検疫手法（ISPM No. 26の付属書）

【説明者：横浜植物防疫所業務部病害虫同定診断担当 鶴田検疫専門員】

秋山委員：ミバエ管理戦略で使用される植物検疫手法について、「捕獲虫は保存しない」と「捕獲虫保持」の意味は何か。

福嶋室長：「捕獲虫は保存しない」という意味は、トラップに誘引されたミバエが毒餌をなめた後、そのまま飛び立つことであると考える。

志賀委員：本文「1. ミバエ管理戦略の目標」の「1.1 抑圧」については、本文パラ【19】にあるように、不妊虫放飼の前に個体数をある程度減少させるよう抑圧防除をするなどもあり、本文パラ【13】において、「経済的な閾値以下に個体数を減らすこと」のみに限定す

る必要はない。また、生物的防除における天敵の利用は、一般的な害虫の防除法としては考えられるが、検疫措置としては必ずしも有効とはいえないと考える。ISPM案には一般的な防除法のうち、検疫措置として実施しうる追加すべきものはないか。他の防除法として熱水処理、太陽光による殺虫、ハウスの換気扇への防除ネット、粘着トラップ、野生寄主の除去等が考えられる。

鶴田専門員：ミバエに対して生物的防除が必ずしも有効な結果ばかりではないことは承知している。

志賀委員：本文パラ [50]において使用されている development という単語については、袋掛けの場合、実際には産卵防止などの意味も含まれるので、表現を変えるべきと考える。

海野委員：ミバエの個体数密度を低減する取り組みの能力は IPPC 加盟国によって異なるのか。

福嶋室長：各国の植物検査能力には違いがあり、IPPC事務局や日本は開発途上国の能力向上に取り組んでいるところである。

志賀委員：本文パラ [74]～[76] の mass trapping について、ミバエが寄生するのは果樹とともに野菜も含まれるため、果樹園に限定する必要は無いと考える。また、本文パラ [66] に飛行機の高度や速度が記載されているが、この規定が我が国における方法にとって不都合はないか。

（4）木材の国際間移動に関する有害動植物のリスク管理

【説明者：神戸植物防疫所業務部種苗担当 松井次席植物検疫官】

秋山委員：本 ISPM 案で触れられていない竹について、例外とされている理由は何か。

松井次席：竹は仕様書案「原木から作られる木工品及び手工芸品」として検討されており、本 ISPM 案には含まれていない。

古茶委員：木材こん包材については ISPM 15 に規定されているが、本 ISPM 案の措置による対応も可能ということか。

松井次席：木材こん包材については、基本的に ISPM 15 に従った処理が必要であるが、ISPM 15 に沿った表示及び処理が行われていない場合、本 ISPM 案により対応するものと考える。

鬼武委員：本文パラ [90] にある minimize という単語はかなり強い表現であるので、この単語を使用するかどうか検討すべきと考える。

(5) カンキツかいよう病菌の同定診断プロトコル (ISPM No. 27の付属書)

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部病菌担当 清水主任調査官】

塩谷委員：診断プロトコルに記載されている Cubero ら (2001)などの方法について、基準として使用するのか一つの例として記載しているのかについて確認すべきと考える。本文パラ [51] に Hartung ら (1993) のプライマーでは検出されないと記載されているが、Xcc strains A*は検出できるので訂正すべき。Pathotype について、D に関する菌株は1つのみであること、E は別の種に分類体系が変わっていくことを考慮すると、D 及び E について記述されないのはやむを得ないと考える。

(6) ジャガイモやせいもウイロイドの同定診断プロトコル (ISPM No. 27の付属書)

【説明者：横浜植物防疫所業務部病害虫同定診断担当 中西次席調査官】

津田委員：トマトに対する病害は、国内では 2006 年に TCDVd、2008 年に PSTVd が発見されており、根絶防除を行った。また 2010 年にダリアで PSTVd が発見され、公的防除を行っている。他のポスピウロイド属も含め、これら病害に対する国内及び世界各国の危機意識は高い。このため、PSTVd 以外のウイロイドについても診断プロトコルが必要であることを我が国から提案してはどうか。また、診断技術は新たな手法が次々に開発されているので、これらを ISPM の中に盛り込んではどうか。

福嶋室長：新たな技術を迅速に反映できるようにするため、IPPC では診断プロトコルの採択権限は、IPPC 総会から基準委員会に委譲された。我が国からも新たに有効な診断プロトコルがあれば提案していきたい。

(7) コナカイガラムシ3種に対する放射線処理 (ISPM No. 28の付属書)

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部消毒技術開発担当 土肥野次席調査官】

宮ノ下委員：本 ISPM 案による処理強度は不妊化するが殺虫はできないと考える。このため、害虫が生きていたとしても放射線処理されていることを確認できる技術の導入が必要である。本 ISPM 案で示されている参考論文は、3種ではなく、バナナコナカイガラムシ1種に対する放射線処理の効果についての調査結果が示されているのか。

土肥野次席：参考文献とされている The ら (2012) の論文は、バナナコナカ

イガラムシ 1 種の各ステージへの放射線処理に関する試験結果を掲載しているが、ニセミカンコナカイガラムシについては、台湾の論文を引用して、同程度の殺虫効果であったとしている。本 ISPM 案において 3 種のカイガラムシを併記して良いか疑問はある。

宮ノ下委員：種が異なるれば放射線処理に対する殺虫効果は異なる。1 本の参考文献から 3 種について同じ処理が可能として良いかは疑問である。また、本 ISPM 案については、提出及び参考文献が 2012 年のものであり、通常の ISPM 案に比べると検討過程が短い。

増田委員：放射線の線源が X 線、γ 線などとされているが、放射線の種類によって処理効果も異なるはずである。本 ISPM 案において、線量に関する規定はあるのか。

土肥野次席：本 ISPM 案は吸収線量 (Gy : グレイ) を基に議論している。

(8) 海上コンテナによる有害動植物移動の最小化

【説明者：農林水産省消費・安全局植物防疫課 石井係長】

河野委員：現暫定 ISPM 案は船会社にとって実効性は低い。船会社の場合、全ての海上コンテナを目視点検することは実行不可能である。荷主が独自に所有・レンタルしているコンテナは、船会社が清浄性に責任を持てない。また、コンテナ底部の点検は安全上の問題で、人が吊下げたコンテナの下に入ることが禁止されている。コンテナの検査場所として考えられているコンテナデポは、複数の船会社が使用するため、各社単位で認証を受けるシステムに要する手続きがかなり複雑になる。

国や地域によってコンテナデポ等の環境が異なり、病害虫の付着の可能性も異なると考えられるので、コンテナデポ等が清浄コンテナの保管場所として適切かどうか各国が調査を行い、再発汚染防止の予防措置が取れている場合は、軽減・免除措置があっても良いと思料。なお、国内のコンテナデポ、ターミナルは、ほぼ 100% アスファルトで舗装されており、病害虫の付着の可能性は低いと考える。

名村委員：現在、コンテナターミナル、バンプールで行われているコンテナのチェックは、コンテナのダメージ（穴・切れ）の有無を確認するためのものであり、積載貨物に影響を出さないことが目的である。

本 ISPM 案が病害虫の発見を求め、清浄性の確保をしようとするならば、検査の目的が異なっている。このため、現暫定 ISPM 案で

求められている病害虫の確認には、病害虫に関する知識を有する作業員を確保する必要がある。現行のチェック体制（3, 4人で1個あたり約5分）に病害虫検査を追加することは時間・経費の問題もあり、実施は困難と考える。従って、コンテナの検査を「どこで、誰が、どのタイミング」で実施すべきか等が明確にされなければ、実行可能とは言えない。清浄性に関する責任の所在は、再汚染の可能性もあることから、実態を踏まえて慎重に議論して欲しい。

堀内委員：近年、アジア型マイマイガを対象とした本船の検査が求められているが、本暫定 ISPM は新たにコンテナに対する検査を実施するという趣旨か。

福嶋室長：アジア型マイマイガは海外では森林害虫として侵入が警戒されており、米国及びカナダから我が国など発生国に寄港する船舶に対する当該害虫の有無の検査が要求されている。一方、オーストラリアやニュージーランドなどの国がコンテナに病害虫が付着する可能性があるとして、本 ISPM 案を策定するに至った経緯がある。

2. 加盟国協議に諮られている仕様書案（情報提供）

【説明者：農林水産省消費・安全局植物防疫課 石井係長】

〈質疑応答〉

なし

3. 2回目の加盟国協議に諮られているISPM案（情報提供）

【説明者：横浜植物防疫所調査研究部企画調整担当 東次席調査官】

〈質疑応答〉

なし

4. その他

秋山委員：shallやshould等の和訳については、JIS規格（Z8301）の規定を表す表現形式付属書Hを参考にISPMを翻訳してはどうか。

志賀委員：日本応用動物昆虫学会の学術用語集も活用してはどうか。

5. 今後の予定

鈴木課長補佐：今回の議論をもとに我が国としてのコメント案を作成し、第2回の連絡会（10月4日（金）又は10月7日（月）に開催予定）に提示し、議論したい。